

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

控訴第1準備書面(要旨)

～特定個人に着目した情報収集は違憲・違法である～

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2022年11月16日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹

他

1 本件で問題となる情報収集

本件で一審原告らが問題としている大垣警察(広く公安警察全体を意味している)の情報収集は2点ある。すなわち、1点は本件情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した情報をはじめ、一審原告らに着目し、一審原告らの情報を継続的に収集してきたことである。2点目は、本件情報交換において、シーテック社を協力者に仕立てて、本件情報交換の場でシーテック社から一審原告らの情報を収集したことである。この両者を併せて本件情報収集等という。

2 判断枠組み

本件情報収集等は、大垣警察が一審原告らという特定の個人に着目し、一審原告らの情報をことさらに収集した点に特徴がある。この点、本件と同じく、特定の個人に着目してことさらに情報を収集したことを違法と判断したものに、いわゆる自衛隊情報保全隊事件の仙台高裁判決がある。仙台高裁判決は、①情報収集行為の目

的、②必要性など9つの事情によって総合考慮している。ただし、仙台高裁判決は、これら9つの事情を単純に総合考慮して判断したわけではない。仙台高裁判決の判断枠組みにおいて重要な視点は、活動に関する情報収集か、それとも特定の個人に着目しての情報収集かという点である。すなわち、仙台高裁は、「特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としていたものとは考え難い」、「もとより、議員といえども、自衛隊によって、必要性もないのに議員個人に着目して継続的に情報が収集されるなどした場合には、その態様如何によっては違法性を有する場合がありますと認められる」などと判示し、特定の個人に着目した情報収集か否かという点を重視しているからである（下線引用者）。そこで、本件情報収集の違法性についても、特定の個人に着目した情報収集か否かという観点から、仙台高裁判決の判断枠組みに従って総合考慮を行う。

3 ①情報収集行為の目的

(1) 本件情報交換の目的

本件情報交換の実態は、原審でも主張したように、シーテック社を協力者に仕立てて、ことさらに一審原告らの情報収集をしようとしたものである。したがって、本件情報交換の目的は、一審原告らという特定の個人に関する情報をことさらに収集することであった。それは以下の事実から明らかである。

㉞ 一審原告近藤及び一審原告船田は風力発電事業とは全く関係がなかった

すなわち、一審原告近藤及び一審原告船田は、上鍛冶屋地区の住民でもなかったし、風力発電に関する勉強会に参加したわけでもなかった。そうであるのに、大垣警察は、シーテック社に対し、わざわざ一審原告近藤や一審原告船田の名前を出したうえ、一審原告近藤や一審原告船田の情報を提供した。これは、シーテック社をして一審原告らの情報を収集させる目的があったからに他ならない。

㉟ 大垣警察から提供されるのは一審原告らの情報ばかりである

本件情報交換では、本件風力発電事業とは関係のない一審原告ら個人に関する情

報がやり取りされていた。例えば、第2回情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。」という情報（甲1・10頁）は、第1回情報交換から第2回情報交換までの間に大垣警察が収集した情報である。すなわち、一審原告松島は2013年11月17日開催のぎふコラボ友の会総会において、友の会の役員に選任されたからである。また、第4回情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した一審原告近藤に関する「弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日（憲法の日）に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである」という情報（甲1・25頁）も、第2回情報交換から第4回情報交換までの間に大垣警察が収集した情報である。これらの情報は、本件風力発電事業とは全く関係がない。したがって、大垣警察は、本件風力発電事業とは無関係に、一審原告松島や一審原告近藤という特定の個人に着目して、ことさらに情報を収集していることが分かる。これは、シーテック社に本件風力発電事業が円滑に進まないかもしれないという脅威や不安を与えるために、シーテック社に提供することを目的として収集されたものである。シーテック社に脅威や不安を感じさせ、シーテック社が一審原告ら4人に着目して情報を収集するように仕向けるために収集され、提供されたものである。よって、本件情報交換の目的が、シーテック社をして一審原告らという特定の個人の情報を収集させる目的であったことは明らかである。

㊦ シーテック社から一審原告らの情報を収集している

現に、大垣警察は、本件情報交換によりシーテック社から一審原告らの情報を収集している。その際、大垣警察から「個人情報収集していないので」などと断る素振りはない。むしろ、原審でも主張したように、過激なメンバーが岐阜に応援に入る可能性があるとか（甲1・19頁）、反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している（甲1・25頁）などとしてシーテック社の不安感をあおり、よりシーテック社が一審原告らの動向に着目するように仕向けている。

(2) 本件情報交換においてシーテック社に提供された情報の収集活動の目的

㉞ 個人に着目した情報である

大垣警察からシーテック社に提供された一審原告らの情報は、一審原告らの人物像や思想・信条に関するものであり、一審原告らという特定の個人に着目した情報が提供されている。例えば、一審原告三輪及び一審原告松島については「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか」（甲1・8頁）、「三輪唯夫と交代で友の会役員を行っているようである」（甲1・10頁）などである。一審原告近藤については「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子』という人物がいるが御存じか。」「本人は60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになると思われる。」（甲1・9頁）、「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。」（甲1・25頁）などである。一審原告三輪及び一審原告船田に関する「三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」（甲1・19頁）もそうである。

このように、一審原告らの人物像などに言及されていることからして、過去に収集したこれらの情報も、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集したものであることは明らかである。

㉟ シーテック社に提供する目的があった

大垣警察が、第2回情報交換においてシーテック社に提供した「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。」という情報（甲1・10頁）や、第4回情報交換においてシーテック社に提供した「弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日（憲法の日）に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対運動に本腰を入れそうである」という情報（甲1・25頁）は、先にも述べたように、いずれも本件情報交換が開始した以降に大垣警察が収集したものである。このように、これらの情報の収集時期は明確である。この収集時期か

らして、これらの情報は、シーテック社に提供する目的を含んで収集されたものであることも明確である。実際にも、シーテック社に提供されている。そして、これらの情報は本件風力発電事業とは全く関係がない。一審原告松島や一審原告近藤という特定の個人に着目してことさらに収集された情報である。

このように、この情報は、一審原告松島及び一審原告近藤という特定の個人に着目し、シーテック社に提供する目的を含んで、ことさらに収集されたものである。

4 ②情報収集行為の必要性

(1) 本件情報交換時

この時点では風力発電の勉強会が開催されたり、知事や市長への嘆願書が提出されたりしただけである。これらは集会の自由や請願権という憲法で保障された人権の行使であって、およそ「公共安全と秩序の維持」を害するような活動ではなかった。仮に、かかる市民運動が発展し、将来において「公共安全と秩序の維持」を害する可能性があったとしても、この時点ではそれは抽象的な可能性にすぎず、かつその可能性も極めて小さいものであった。そのような状況において情報収集の必要性が認められるのは、例えば、今後の運動の方向性（デモ等の計画の有無等）等に限定されるはずである。すなわち、活動に関する情報に限定される。主催者や中心人物が誰か、などという特定の個人に着目した情報収集の必要性は、この時点では全く認められない。したがって、主催者や中心人物という特定の個人に着目して、その特定個人の情報をことさらに収集する必要性はおよそ認められない。主催者や中心人物に着目しての情報収集が許されないのであるから、勉強会や嘆願書の提出に全く関わりのなかった一審原告近藤や一審原告船田に関する情報収集が許されるはずがない。

(2) 提供された情報の収集行為時

いつ、どのような目的で収集されたのかについて一審被告県が主張・立証しない以上、必要性がないというほかない。少なくとも、ゴルフ場建設反対運動も、徳山

ダム訴訟に関連する市民運動も、いずれも「公共の安全と秩序の維持」を害することとはなかった。したがって、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報を収集する必要性は認められない。また、ゴルフ場建設反対運動や徳山ダム訴訟当時に収集されたとしても、これらの市民運動が実際に「公共の安全と秩序の維持」を害することがなかった時点でこれらの情報の保有の必要性は失われる。したがって、本件情報交換時まで保有している必要性はおおよそ認められない。

以上より、シーテック社に提供された一審原告らの情報がいつどのように収集されたとしても、一審原告らという特定の個人に着目した情報収集の必要性はおおよそ認められない。

5 総括

以上より、本件情報収集は、仙台高裁判決の判断枠組みにしたがって、総合考慮すれば、シーテック社に提供した情報の収集も、本件情報交換における情報収集も、全て、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集されたものであるから、違憲・違法である。

以上